（畜舎等の消毒義務の除外）

第三十三条　法第二十五条第一項ただし書の農林水産省令で定める要消毒畜舎等（同項に規定する要消毒畜舎等をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。

一　許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体を使用したため患畜若しくは疑似患畜となつたもの又はこれらの死体が所在した取扱施設及びその敷地（要消毒施設の敷地のうち法第二十五条第一項に規定する施設のものを除く。以下この条において同じ。）

二　届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体を使用したため患畜若しくは疑似患畜となつたもの又はこれらの死体が所在した届出伝染病等病原体取扱施設及びその敷地

三　許可製造業者等が行う生物学的製剤又は再生医療等製品の検査又は製造のため患畜若しくは疑似患畜となつたもの又はこれらの死体が所在した施設及びその敷地

四　指定検定機関が行う医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定のため患畜若しくは疑似患畜となつたもの又はこれらの死体の所在した施設及びその敷地

五　農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が行う学術研究のため患畜若しくは疑似患畜となつたもの又はこれらの死体の所在した施設及びその敷地

（消毒設備の設置）

第三十三条の二　法第二十五条第四項及び第二十六条第四項の規定による設備の設置は、要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等（同条第一項に規定する要消毒倉庫等をいう。以下同じ。）の出入口付近に、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置、消毒マットその他これらに準ずる設備であつて、当該要消毒畜舎等又は当該要消毒倉庫等に出入りする者の身体及び当該要消毒畜舎等若しくは当該要消毒倉庫等に入れ、又は当該要消毒畜舎等若しくは当該要消毒倉庫等から出す車両を消毒するためのものを設置することにより行うものとする。

（削る。）

（削る。）

（消毒設備）

第三十三条の三　（略）

（消毒設備）

第三十六条　法第二十八条の二第一項の農林水産省令で定める設備は、次のいずれかに掲げる設備とする。

一・二　（略）

三　消毒マット

四　前三号に掲げる設備に準ずるもの

（畜舎等の消毒義務の除外）

第三十三条　法第二十五条第一項ただし書の農林水産省令で定める施設は、次のとおりとする。

一　許可所持者がその許可に係る家畜伝染病病原体を使用したため患畜若しくは疑似患畜となつたもの又はこれらの死体が所在した取扱施設

二　届出所持者がその届出に係る届出伝染病等病原体を使用したため患畜若しくは疑似患畜となつたもの又はこれらの死体が所在した届出伝染病等病原体取扱施設

三　許可製造業者等が行う生物学的製剤又は再生医療等製品の検査又は製造のため患畜若しくは疑似患畜となつたもの又はこれらの死体が所在した施設

四　指定検定機関が行う医薬品医療機器等法第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第四十三条第一項の検定のため患畜若しくは疑似患畜となつたもの又はこれらの死体の所在した施設

五　農林水産大臣の指定を受けた学術研究機関が行う学術研究のため患畜若しくは疑似患畜となつたもの又はこれらの死体の所在した施設及びその敷地

（消毒設備の設置）

第三十三条の二　法第二十五条第四項及び第二十六条第四項の規定による設備の設置は、次に掲げるところにより行うものとする。

一　要消毒畜舎等（法第二十五条第一項に規定する要消毒畜舎等をいう。以下同じ。）又は要消毒倉庫等（法第二十六条第一項に規定する要消毒倉庫等をいう。以下同じ。）の出入口付近に、踏込消毒槽及び消毒薬噴霧装置その他これらに準ずる設備であつて、当該要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等から出る者の身体を消毒するためのものを設置すること。

二　要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等の敷地（次条の要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等の敷地を除く。）の出入口付近に、消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、当該敷地から出す車両を消毒するためのものを設置すること。

（消毒設備の設置の義務の対象から除外される敷地）

第三十三条の三　法第二十五条第四項及び第二十六条第四項の農林水産省令で定める敷地は、専ら居住の用に供されている要消毒畜舎等又は要消毒倉庫等の敷地とする。

第三十三条の四　（略）

（消毒設備）

第三十六条　法第二十八条の二第一項の農林水産省令で定める設備は、次のいずれかに掲げる設備とする。

一・二　（略）

（新設）

三　前二号に掲げる設備に準ずるもの